

## 岡山県市町村消防の広域化検討委員会の報告について

市町村消防の原則を基本としつつ、災害の複雑化、多様化、広域化等に対応した市町村消防の体制を整備及び確立するために、改正消防組織法に基づき、県が広域化推進計画を本年度中に策定することとされている。

そこで、本県の推進計画の策定にあたり、有識者、住民代表等による検討委員会を昨年8月に設置し、同委員会において検討が進められていたが、その検討結果が次のとおり報告されたところである。

### 記

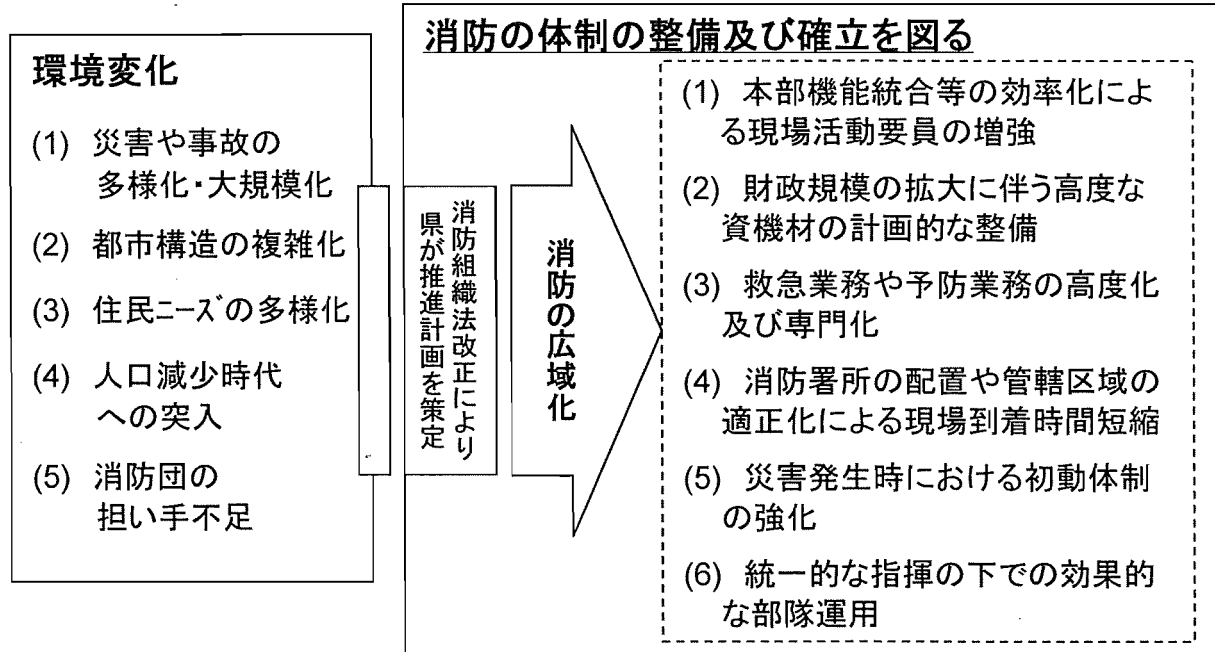
- 1 報 告 日 平成20年2月20日(水)
- 2 報告の内容 別添、「岡山県市町村消防の広域化検討委員会報告の概要」のとおり

### ( 参 考 )

- 1 岡山県市町村消防の広域化検討委員会  
委員長 平野 正樹 (岡山大学大学院社会文化科学研究科 教授)
- 2 今後のスケジュール
  - (1) 平成19年度中 県による推進計画の策定
  - (2) 平成20年度以降 広域化対象市町村による広域消防運営計画作成
  - (3) 平成24年度を目途 広域化の実現

# 「岡山県市町村消防の広域化検討委員会」報告の概要

## 目的



## 現況及び将来の見通し

### 現況

- (1) 県内14消防本部中、管轄人口が10万人未満の本部は11本部
- (2) 人員・出動体制、機械器具の整備において小規模な本部を中心に厳しさ
- (3) 取扱量の増加及び複雑化・多様化・高度化
  - ・ 救急出動件数の急増、救急救命士の処置範囲の拡大とそれに伴う急性期医療機関との連携
  - ・ 県中北部を中心として救急搬送に長時間を要する地域が存在
  - ・ 厳しい防火管理が必要な建造物の大幅増加及び消防法令違反是正の取組強化
  - ・ 東南海・南海地震等の大災害や事故への対応及び国民保護における役割

### 一層の強化が求められる業務等

- (1) 高度な消防用資機材の整備と現場指揮体制の整備
- (2) 高度で専門的な知識・経験を有する予防要員の確保
- (3) 救急救命士の養成と救急需用増加に対応する体制整備
- (4) 救急搬送に長時間を要する地域等での急性期医療機関との連携強化



## 推進に関する基本的な事項

### 基本理念

消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨とする

## 広域化

### 方向性

- (1) 消防力の強化による住民サービスの向上
- (2) 消防に関する行財政上のスケールメリット実現による基盤の強化

### ●消防力向上への配慮

消防力充実に向けた十分な検討・協議が必要

- ・ 地域の実情に配慮
- ・ スケールメリットの効果を最大限に活用

### ●関係者の理解

関係市町村、住民消防関係者の理解を得て推進

## 広域化対象市町村の組合せ

### ● 県内全域を1つの管轄とすることを案として広域化を推進する

- (1) 消防本部の規模が大きい程、災害への対応能力・組織管理・財政運営等の観点から望ましい(国の基本指針)
- (2) スケールメリットとして挙げられる事項について最も大きな効果
- (3) 特殊な設備の効率的活用に最も大きな効果

## 必要な措置、消防の円滑な運営の確保、連携の確保 等

県	情報提供、相談対応、市町村間の協議の推奨・仲介・調整等
市町村	<p>(1) 消防の円滑な運営確保のための措置 関係市町村間で広域化の方式、経費負担のルール等について十分な協議を行い、規約等に定める</p> <p>(2) 消防団、防災・国民保護担当部局との連携の確保 地域密着性を維持しつつ広域的災害に的確に対応するとともに、その活動を多岐にわたる関係部局・機関と調整が取れたものとする</p> <p>※ 消防組織法改正により広域消防運営計画を作成</p>

岡山県市町村消防の広域化検討委員会 委員

氏名	所属	備考
天野 勝昭	岡山市副市長	
安藤 建司	岡山県消防協会 副会長	
泉 照子	岡山県民生委員児童委員協議会 副会長	
井手紘一郎	岡山県市長会 会長	
岡崎 彬	岡山県商工会議所連合会 会長	
兼松 久和	岡山県自治会連合会 会長	
重森 計己	岡山県町村会 会長	
末長 敦	岡山県医師会 会長	
露無 紘	倉敷市副市長	
二宮 一枝	岡山県立大学保健福祉学部 教授	
平野 正樹	岡山大学大学院社会文化科学研究科 教授	
藤原 文法	岡山県消防長会 会長	
藤原 恭子	岡山県看護協会 会長	
堀井 巖	岡山県 総務部長	
水野三重子	岡山県婦人協議会 会長	
三宅 洋子	津山市副市長	
吉岡 伸子	岡山県婦人防火クラブ連絡協議会 会長	

消防組織法第33条第1項に基づく「岡山県における市町村の消防の広域化推進計画」について

報 告

平成20年2月

岡山県市町村消防の広域化検討委員会

## はじめに

近年、災害・事故が多様化・大規模化する傾向にあり、また、人口減少時代が到来する中で消防本部と共に消防を担う消防団の担い手不足が問題化しているなど、消防を取り巻く環境は大きく変化しています。これらの環境の変化に的確に対応し、消防が将来にわたって住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うするためには、消防体制の更なる充実強化・高度化が必要です。

本検討委員会は、広域化を全国的に推進するため改正された消防組織法に基づき、県が「市町村の消防の広域化推進計画」を策定するに当たり、県から諮問を受け、平成19年8月以降検討を重ねてまいりました。

検討にあたっては、消防の責任主体である市町村の意見も伺ったところですが、市町村においては、消防の広域化を推進していくことについては大勢としては了承され、また、広域化の組合せについては、全市町村の一致には至らないまでも全県を1つの管轄とする案が多い状況でした。

これらの市町村の意見も踏まえながら本検討委員会において検討した結果を報告書として取りまとめました。県においては、この報告書の内容及び議論の過程を踏まえ、真に住民の安全・安心に繋がるような広域化推進計画を策定していただければ幸いです。

平成20年2月20日

岡山県市町村消防の広域化検討委員会  
委員長 平野正樹

## 目 次

1	策定経緯及び目的等	1
2	市町村の消防の現況及び将来の見通し	2
(1)	消防本部の規模	2
(2)	消防本部における消防、救急体制	3
(3)	消防団の活動	6
3	自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項	8
(1)	基本理念	8
(2)	方向性	8
(3)	推進にあたって配慮すべき事項	9
4	広域化対象市町村の組合せ	10
(1)	広域化対象市町村の組合せ	10
(2)	県内全域を1つの管轄とする広域化を推進する理由	10
5	自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置 に関する事項	11
(1)	住民及び関係者に対する情報提供、普及啓発等	11
(2)	各市町村に対する情報提供、相談対応体制の確保等	11
(3)	関係市町村間の協議の積極的な推奨、仲介、調整等	11
(4)	広域化に関する調査研究	11
6	広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項	12
(1)	組合の方式による場合	12
(2)	事務委託の方式による場合	12
7	市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項	13
(1)	消防団との連携の確保	13
(2)	防災・国民保護担当部局との連携の確保	13
	資 料	14

# 消防組織法第33条第1項に基づく「岡山県における市町村の消防の広域化推進計画」について

## 1 策定経緯及び目的等

消防は、災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等の消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、今後とも住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うする必要がある。

しかしながら、小規模な消防本部においては、出動体制、保有する消防車両、専門要員、組織管理や財政運営面での厳しさが指摘されるなど、消防の体制としては必ずしも十分でない場合がある。

こうしたことから、これまでも自主的な市町村の消防の広域化が推進されてきたところであり、市町村合併の進展とも相まって、全国の消防本部の数は、最も多かった平成3年10月の936本部から平成18年4月には811本部にまで減少しているが、いまだ小規模な消防本部が多数存在しており、広域化が十分に進んだとは言いがたい状況にある。また、日本の将来人口は、少子化の進行により減少することが予想されているが、これにより、一般的に現在の各消防本部の管轄人口も減少することが予想される。更に、消防本部と共に地域の消防を担っている消防団員の担い手不足の問題も懸念される場所である。

このような状況に鑑み、常備消防の広域化を強力に進め、行財政上のスケールメリットを実現することが極めて有効であることから、平成18年6月に消防組織法(昭和22年法律第226号)が改正され、また、同年7月には市町村の消防の広域化に関する基本指針(消防庁告示第33号。以下、「基本指針」という。)が告示された。そして、同法において、県が県内における自主的な市町村の消防の広域化についての推進計画を策定することとされた。

こうした趣旨を踏まえて、県は、本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強・専門要員の確保、出動体制の充実や、財政規模拡大による消防車両の計画的整備など、スケールメリットの実現により消防力を強化し、住民サービスを向上させることを目的として市町村の消防の広域化を推進することとしたものである。そして、市町村の消防の現状や消防需要の動向等を踏まえながら、「岡山県市町村消防の広域化検討委員会」で検討をいただくとともに、市町村長の意見等を踏まえ、消防組織法の規定による本推進計画を策定するものである。



## 2 市町村の消防の現況及び将来の見通し

昭和46年度に消防本部・署を置いていた市は82市町村中10市であったが、昭和59年度に高梁圏域の常備化が実現された時点で、現在の県内14消防本部体制が確立された。

また、平成18年10月の建部町(現岡山市)の岡山市への消防事務委託により、県内全域の常備化が実現され、現在に至っている。

これらの消防本部の設置方式で見ると、全体の約60%にあたる8本部が一部事務組合による設置又は消防事務の受託を行っており、既に一定の消防の広域化を実施しているが、消防本部の規模としては小さなものが多い状況である。

「消防の広域化」とは…

2以上の市町村が消防事務（消防団の事務を除く。）を共同して処理すること又は市町村が他の市町村に消防事務（消防団の事務を除く。）を委託すること。  
(消防組織法第31条より)

### (1) 消防本部の規模

#### ア 管轄人口、管轄面積、消防吏員数

14消防本部それぞれの規模は次のとおり大きく異なっている。

#### (ア) 管轄人口

最大：710千人、 最少： 34千人

管轄人口30万人以上の消防本部 2本部

管轄人口30万人未満、10万人以上の消防本部 1本部

管轄人口10万人未満の消防本部 11本部

#### (イ) 管轄面積

最大：1,360Km<sup>2</sup>、 最小： 103Km<sup>2</sup>

#### (ウ) 消防吏員数

最多：608人、 最少： 61人

消防吏員数200人以上の消防本部 3本部

消防吏員数200人未満、100人以上の消防本部 3本部

消防吏員数100人未満の消防本部 8本部

表 消防本部の規模

(単位：人、km<sup>2</sup>)

本部等名	人口	面積	吏員数	署所数
岡山市消防局	710,212	1,058.61	608	20
倉敷市消防局	493,639	382.96	465	15
津山圏域消防組合	164,633	1,360.43	211	11
玉野市消防本部	67,047	103.61	115	5
笠岡地区消防組合	93,081	193.68	119	4
井原地区消防組合	60,817	333.98	86	4
総社市消防本部	66,584	212.00	103	3
高梁市消防本部	38,799	547.01	61	2
新見市消防本部	36,073	793.27	77	5
東備消防組合	56,421	402.46	95	4
真庭市消防本部	52,801	895.53	88	5
美作市消防本部	34,163	487.12	64	2
赤磐市消防本部	43,913	209.43	78	3
瀬戸内市消防本部	39,081	125.51	68	3
計	1,957,264	7,105.60	2,238	86

平成19年4月1日現在

人口：平成17年国勢調査、面積：平成17年国土地理院調査を基に作成

## イ 今後の人口等の予測

本県の人口は、平成12年(2000年)3月末から、平成19年(2007年)3月末までは99.7%と微減の傾向にあるものの、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口(平成19年4月に発表)によると、平成47年(2035年)には1,677千人、平成17年(2005年)比では86%となっている。

また、65歳以上の老年人口は、平成47年(2035年)には561千人で平成17年(2005年)比は128%と、急激に高齢化が進むことも予測されている。なお、前回推計(平成15年12月)では、都市的でない地域ほど、過疎化、高齢化進展の度合いが高い傾向が見られる。

これらから、消防本部の規模について、将来の見通しを踏まえながら見直しをする必要が生じていると考えられる。

## (2) 消防本部における消防、救急体制

## ア 人員体制、出動体制、機械器具(車両)の整備

## (ア) 人員体制

県内の消防本部の吏員総数は2,238人で平成9年からの10年間で8%増加しているが、「消防力の整備指針」に基づく基準数と比較すると充足率は64%

と依然として低い状況である。

(図1「消防吏員数の推移」(p. 15)参照)

(イ) 出動体制

各消防本部の管轄区域の人口並びに面積、及び署所数は前表のとおりであり、地域の特性や歴史的社会的経緯等から様々となっている。

また、消防署や出張所に配置する消防車両数や常時出動可能人数については、各消防本部内ではほぼ統一されているものの、全県では一様でない。

このように署所の体制が異なることから、各消防本部の出動体制も異なっている。

一般的な住宅火災に対する第1次の出動車両数及び増援車両数の合計は、大規模な消防本部は7.7台、中規模な消防本部は5.7台、小規模な消防本部は3.6台と一般的に消防本部の規模が小さくなるほど少なくなっており、相対的に消防団の消防力に頼るところが大きい状況である。

また、特に小規模消防本部の中には、一般的な住宅火災に対する対応でほぼ全ての部隊が出払い、他の火災等への対応が困難となる消防本部もある。

(表1「一般的な住宅火災への出動車両数」(p. 15)参照)

(ウ) 機械器具(車両)の整備

消防本部において消防車両の整備などに充てられる物件費の決算は、大規模な消防本部は4億1千万円、中規模な消防本部は6千万円、小規模な消防本部は5千万円と、一般的に規模の小さな消防本部ほど少額となっており、小規模消防本部においては、財政規模に対する整備費用負担が大きいはしご自動車や高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材等高度な車両・資機材の導入に困難を伴う場合があると言える。

(表2「常備消防に係る物件費の決算(H17年度)」(p. 15)参照)

イ 今後一層の強化が求められる業務等

(ア) 本県における消防需要の動向

近年、消防の対応すべき事象は、以下のような状況であり、その取扱量が増えるのみならず、著しく複雑化・多様化・高度化している。

i 救急出場件数

緊急出動の大半を占める救急出場については、平成18年中の件数は71,716件であり、平成8年からの10年間で28,241件増加、率としては165%と急激に増加している。また、現在の救急出場の約半数が高齢者の搬送であることから、今後も増加傾向が予測される。

更に、近年、救急救命士の処置範囲が拡大しており、救急救命士に対する期待が高まっている。これに伴い、救急救命士の教育・実習、メディカルコントロール体制の強化など、医療機関との連携が益々重要となっている。

また、県中北部を中心として、地理的条件・救急医療機関の状況等から、救急搬送時間が60分を超えるケースの割合が非常に高い消防本部が見られる。

(図2「救急出場件数・搬送人員の推移」(p.16)参照)

(図3「救急搬送時間の状況」(p.16)参照)

## ii 火災発生件数

平成18年中の火災発生件数は827件、過去10年間の平均は962件であり、また、同年中の火災による死者数は51人、過去10年間の平均は41人であり、不燃素材などの進歩、予防行政の進展にも拘わらずほぼ横ばいで推移している。

(図4「火災発生件数の推移」(p.17)参照)

(図5「火災による死者数の推移」(p.17)参照)

## iii 防火対象物数

通常の建造物よりも厳しい防火管理が求められる防火対象物の平成18年度末の数は58,024であり、平成8年度末からの10年間で10,044件増加、率にして121%と大きく増加している。

また、近年の建築物の大規模化・複雑化等に的確に対応するほか、平成13年に発生した新宿歌舞伎町のビル火災を契機に、全国的に消防法令違反是正の取組強化が行われている。

(図6「防火対象物数の推移」(p.18)参照)

## iv 危険物施設数

平成18年度末の危険物設置許可施設数は11,461施設で、平成8年度末からの10年間で890件減少、率にして93%となっている。しかし、平成18年度から煙火に係る許認可業務が、平成20年度からは高圧ガスに係る許認可業務が県から市町村へ移譲されることになっている。

(図7「危険物設置許可施設数の推移」(p.18)参照)

## v 自然災害・事故

県南部を中心に甚大な被害をもたらすことが予測される東南海・南海地震や県東部を中心とする大原断層の地震などの地震災害や、近年、本

県に大きな被害をもたらしている台風などの自然災害への対応が必要とされている。

また、危険物関係等の事故については、平成14年～平成18年の5年間の発生件数は111件で平成9年～平成13年の5年間の発生件数の182%と大きく増加している。件数の増加の外、県外で発生事例のある屋外貯蔵タンクの火災や多様な危険物を取り扱う事業所における災害への備えも望まれるところである。

(表3「地震被害想定(東南海・南海地震)」(p.19)参照)

(表4「平成16年台風23号による住家被害(半壊・全壊棟数)」(p.20)参照)

(図8「危険物関係事故発生件数の推移」(p.20)参照)

#### vi 国民保護における役割

不安定な世界情勢を反映したテロ災害や武力攻撃災害等への対応についてもその役割を担っている。

#### (イ) 今後一層強化が求められる業務・体制等

前記(ア)のような状況に十分対処するためには、次のような体制の整備が求められている。

- i 地域の実情に応じた高度な消防用資機材の整備と、効果的活動及び安全管理のための現場指揮体制の整備
- ii 火災等の発生抑制及び発災時の効果的消防活動のために、建築物の大規模化・高層化や危険物の複雑化・多様化、また、県から権限・事務の移譲を受ける煙火や高圧ガスに関する事務等に対応した高度で専門的な知識・経験を有する予防要員の養成・確保
- iii 救急業務の高度化・専門化に対応するための救急救命士の更なる養成と気管挿管、薬剤投与ができる救急救命士の増員、再教育や急速な高齢化に伴う救急需要の増加に的確に対応するための救急体制の整備
- iv 特に、県中北部の一部地域に見られる搬送時間の長い地域をはじめとして、発症後の速やかな救急搬送により、専門的な医療を提供できるように、急性期医療機関との連携を強化していく必要がある。

### (3) 消防団の活動

消防団は、常備消防とともに消防を担い、火災の消火活動や震災、水災等による大規模災害発生時の災害防除等を行う地域住民が構成員となる地域密着型の組織であり、県内全市町村で設置されている。

県では、これまで、FM放送によるラジオリレーや中学校への出前講座等により消防団活動の紹介やイメージアップを図る事業を展開してきているが、県内の消防団員の総数は、平成9年からの10年間で31,760人から29,272人と92%に減少している。今後、全県的な人口の減少、過疎化、高齢化の進行が予測されることから、団員確保にも大きな支障が生じることが考えられ、消防団の担い手不足による消防力低下が懸念される。

このため、常備消防に求められる役割は現在よりも更に大きなものとなることが想定される。

(図9「岡山県の消防団員数の推移」(p. 21)参照)

(図10「岡山県の消防団員の平均年齢の推移」(p. 21)参照)

### 3 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項

#### (1) 基本理念

「2 市町村の消防の現況及び将来の見通し」で述べた市町村の消防の現況及び将来の見通しに鑑みると、市町村の消防の体制の整備及び確立を図るためには、市町村の消防の広域化を強力に進め、本部機能統合等の効果による消防・救急隊員の増員、予防担当者や救急救命士など専門要員の確保、財政規模拡大による特殊で高額な消防車両の計画的整備など、スケールメリットを実現することが極めて有効である。

また、消防組織法では、「市町村の消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行われなければならない。」とされている。本県においても、市町村の消防の広域化は「2 市町村の消防の現況及び将来の見通し」で触れた消防を取り巻く様々な環境の変化に的確に対応し、市町村が今後とも住民の安全安心を確保していくための強力な手段である。このため、市町村の消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨とすることを基本理念として進める必要がある。

#### (2) 方向性

消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立を行って次のような効果を享受しようとするものである。このため、広域化により整備及び確立しようとする消防の体制は、消防の広域化の効果がより大きなものとなるよう、①消防力の強化による住民サービスの向上及び②消防に関する行財政上のスケールメリット実現による基盤の強化という2つの基本的な方向性がバランス良く、かつ極大化するように十分に検討することが効果的である。

#### (消防の広域化の効果)

- ア 災害発生時における初動体制の強化
- イ 統一的な指揮の下での効果的な部隊運用
- ウ 本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強
- エ 救急業務や予防業務の高度化及び専門化
- オ 財政規模の拡大に伴う高度な資機材の計画的な整備
- カ 消防署所の配置や管轄区域の適正化による現場到着時間の短縮

### (3) 推進にあたって配慮すべき事項

#### ア 消防力向上への配慮

関係市町村は消防の広域化に際しては、関係市町村の地域の実情に配慮しつつ、消防・救急隊員の増員、予防担当者や救急救命士など専門要員の確保、財政規模拡大による特殊で高額な消防車両の計画的整備といったスケールメリットの効果を最大限に活用するなどして、署所等の配置を含め各地域の総合的な消防力を充実・強化させるように十分な検討・協議を行う必要がある。

また、消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立を図り、消防を取り巻く様々な環境の変化に的確に対応するとともに、市町村が今後とも住民の安全・安心を確保していくために行うものであることから、広域化後においても、関係市町村が消防力の整備計画の見直し等を行う場合には、広域化に際してのスケールメリットの効果を更に有効に発揮できるよう工夫する必要がある。特に、高齢化社会に向けて、地理的条件や救急医療機関の状況から、搬送時間の長いケースの割合が高い地域については、消防力の維持向上に十分配慮するなど、各地域の総合的な消防力を充実・強化し、広域化の効果が更に拡大・持続するよう十分な検討・協議を行うことが重要である。

#### イ 関係者の理解

消防の広域化は、関係市町村、住民、消防関係者等の理解を得て進めていくことが肝要であり、これらの関係者のコンセンサスを得ながら推進していくよう努めなければならない。



## 4 広域化対象市町村の組合せ

### (1) 広域化対象市町村の組合せ

県内全域を1つの管轄とすることを案として広域化を推進する。

### (2) 県内全域を1つの管轄とする広域化を推進する理由

ア 国の基本指針では、消防本部の規模について、「一般論としては、消防本部の規模が大きいほど火災等の災害への対応能力が強化されることとなり、また、組織管理、財政運営等の観点からも望ましい。その上で、現状を踏まえつつ、これからの消防に求められる消防力、組織体制、財政規模等に鑑みると、管轄人口の観点から言えば概ね30万以上の規模を一つの目標とすることが適当である。」とされている。

イ 本県においては、一般的に広域化によるスケールメリットとして挙げられる事項について、県内全域を一つの管轄とする場合が最も大きな効果を得ることができる。

(ア) 内部管理事務員、通信員の配備の効率化については、県内全域を一つの管轄とする場合が最も大きな効果を得ることができる。

(イ) 財政規模の拡大による高度で高価な施設設備の計画的整備が可能となるほか全県的視野での配置が可能である。

(ウ) 人事ローテーションの設定や職員の長期研修が容易となることから、救急業務や予防業務の専門職員の養成・確保が可能となる。

(エ) 管轄区域の境界が取り払われることによる現場到着時間短縮効果や、大規模災害や災害の輻輳時における統一的な指揮の下での効果的な部隊運用について最も効果を期待することができる。

ウ スケールメリットを最大限に活かしつつ、大規模性を活かして弾力性・自由度を高めることにより、地域性を考慮した運営を行いやすい面があること。

エ 消防本部が有する特殊な設備の効率的活用を最も効果的に行うことができる。

(表5「消防の広域化のメリット」(p.22)参照)

(表6「現状における全県的消防力等」(p.23)参照)

## 5 自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項

県は、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため消防の広域化推進本部を設置し、次のような施策を講ずる。

### (1) 住民及び関係者に対する情報提供、普及啓発等

広報媒体の活用や、チラシの配布、また、関係機関等の会議での説明等により、広く県民や関係者への情報提供、普及啓発を行う。

### (2) 各市町村に対する情報提供、相談対応体制の確保等

広域化の推進に関する制度、広域化を行った先進事例、実際に広域化を行う際の留意事項等について、市町村に対して情報提供する。また、広域化に関する具体的協議に当たり生じる諸課題への取り組み等、個別の相談に積極的に応じる。

なお、国の支援策の充実、財源の確保については、引き続き国に要請していく。

### (3) 関係市町村間の協議の積極的な推奨、仲介、調整等

関係市町村の全部又は一部から求めがあったときは、市町村間の十分な協議による合意形成に向け、積極的に推奨、仲介、調整等を行うものとする。

### (4) 広域化に関する調査研究

消防の広域化に関する調査研究を行う。

## 6 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

広域化後の消防の円滑な運営を確保するとともに広域化の効果を十分に発揮するためには、一元的・効果的な人材育成、組織編成や出動体制を確保するなど、広域化後の消防の体制を適切に整備することが有効である。そのための方策としては、例えば、以下のような事項について、構成市町村等間において十分協議のうえ、可能な限り組合又は事務委託の規約、規程等において定めることとすることが有効である。

### (1) 組合の方式による場合

- ア 経常的経費、投資的経費それぞれについての構成市町村毎の負担金の額又は負担割合等に係る基本的なルール
- イ 職員の任用、給与、教育訓練等に関する計画を策定すること。
- ウ 署所の配置を含む消防力の整備計画を中長期的な整備費用の見通しを含めて策定すること。
- エ 部隊運用、指令管制等に関する計画を策定すること。
- オ 災害時等に構成市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画を策定すること。
- カ 構成市町村間の連絡会議の定期的な開催、消防長の専決事項の明確化等構成市町村間の迅速な意見調整を可能とするための仕組みを構築すること。
- キ 議員構成及び執行機関は、構成団体においてバランスの取れた人員とすること。
- ク 組合の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること。

### (2) 事務委託の方式による場合

- ア 委託事務の範囲、委託料に係る基本的なルール等の委託に係る基本的事項
- イ 経常的経費、投資的経費それぞれについての費用負担に係る基本的なルール
- ウ 署所の配置を含む消防力の整備計画を中長期的な整備費用の見通しを含めて策定すること。
- エ 災害時等に委託市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画を策定すること。
- オ 関係市町村間の連絡会議の定期的な開催等、関係市町村間の十分な意見調整を可能とするための仕組みを構築すること。
- カ 消防事務の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること。

## 7 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

### (1) 消防団との連携の確保

消防団は、地域に密着した消防防災活動を行うという特性上、基本指針一、2のとおり、消防組織法に基づき推進する自主的な市町村の消防の広域化の対象とされておらず、従来どおり、消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）第37条に基づき、特段の事情がある場合を除き、1市町村に1団を置くものとされている。

このため、広域化後の消防本部と消防団とが緊密に連携することで、地域密着性を維持しつつ、広域的な災害にも的確な対応が可能となる。

具体的には、次のような方策が考えられる。

ア 平素からの各消防団合同又は常備消防を含めた訓練等の実施

イ 構成市町村等の消防団と当該市町村の区域に存する消防署所との連携確保のための、消防署所への消防団との連絡調整担当の配置、定例的な連絡会議の開催等

ウ 常備消防と消防団との連絡通信手段の確保

### (2) 防災・国民保護担当部局との連携の確保

防災・国民保護業務は、住民の安全・安心の確保という最も基本的かつ重要な業務であり、また、関係部局・関係機関が多岐にわたるため、それら全体を総合的に調整できる責任者が実施することが必要である。

このため、広域化後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局との一層緊密な連携が必要となる。

具体的には、次のような方策が考えられる。

ア 夜間・休日等における市町村の防災業務のうち、初動時の連絡体制の支援

イ 各構成市町村等の長及び危機管理担当幹部と消防長及び消防署長による協議会の設置

ウ 各構成市町村等と当該市町村の区域に存する消防署所との連携確保のための、定例的な連絡会議の開催、各構成市町村等の災害対策本部への各消防署所の消防職員の派遣等

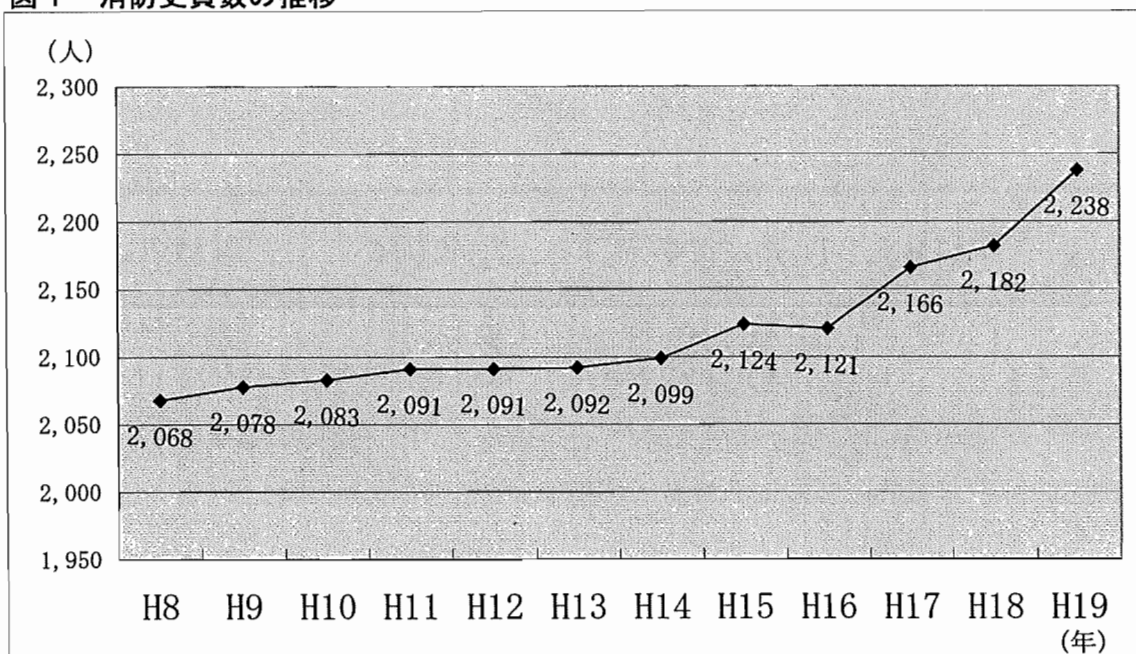
エ 防災・国民保護担当部局と消防本部との人事交流や情報通信手段の充実による連絡体制の強化

オ 総合的な合同防災訓練の実施

カ 防災行政無線の遠隔操作機を消防本部の通信指令部門に設置すること等による災害時の初動体制の支援

## 資 料

図1 消防吏員数の推移



※ 各年4月1日現在

表1 一般的な住宅火災への出動車両数

(単位：台)

	1次の出動	2次(増援)の出動	合計	本部の同時出動可能台数
大規模消防本部 平均	5.0	2.7	7.7	30.3
中規模消防本部 平均	3.7	2.0	5.7	8.7
小規模消防本部 平均	2.5	1.1	3.6	5.6
全消防本部平均	3.3	1.6	4.9	11.6

表2 常備消防に係る物件費の決算 (H17年度)

(単位：千円)

消防本部(局)	常備消防費決算額		人口1人あたり常備消防費(円)
	総額	うち物件費	
大規模消防本部 平均	4,484,954	414,829	10,785
中規模消防本部 平均	1,009,723	59,396	12,443
小規模消防本部 平均	681,441	47,581	14,793
県 計	1,566,826	128,809	13,431

※ H19年度消防防災震災対策現況調査より作成

※ H17年度末の管轄区域で整理

※ 人口は国勢調査人口をH17年度末の管轄区域で集計。なお、旧建部町は非常備であったため集計から除外している。

図2 救急出場件数・搬送人員の推移

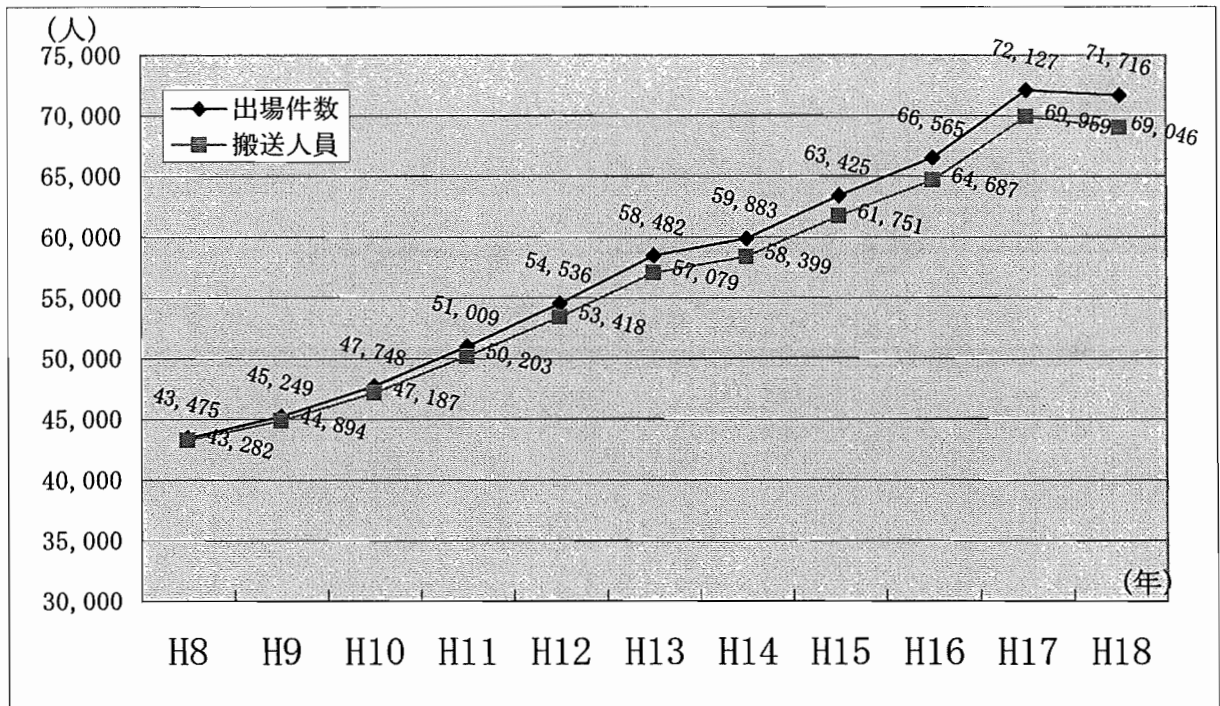


図3 救急搬送時間の状況

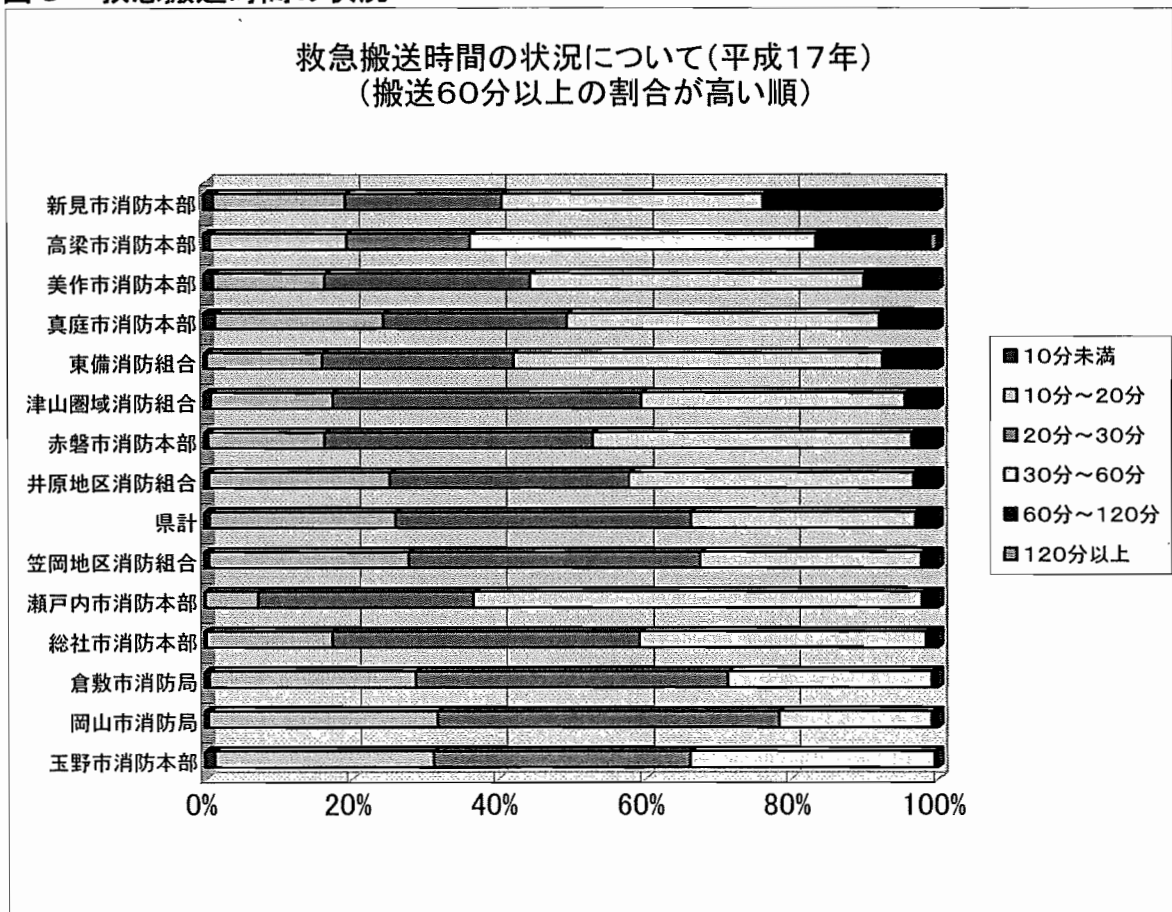


図4 火災発生件数の推移

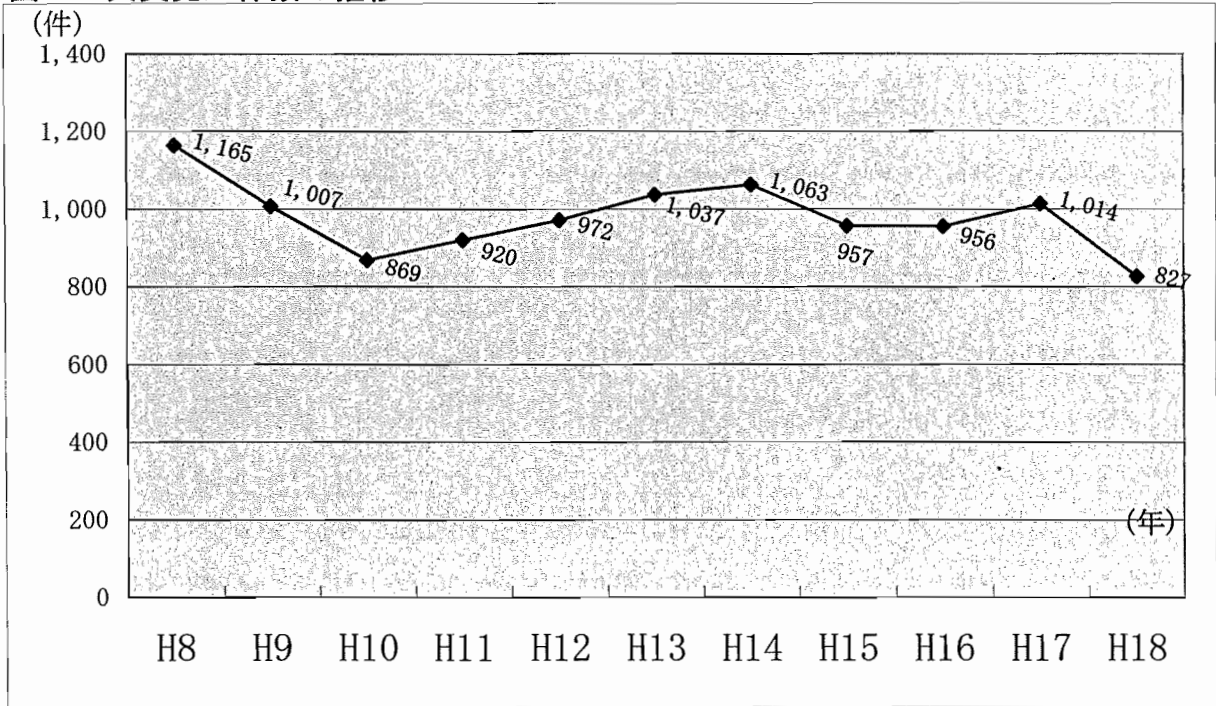


図5 火災による死者数の推移

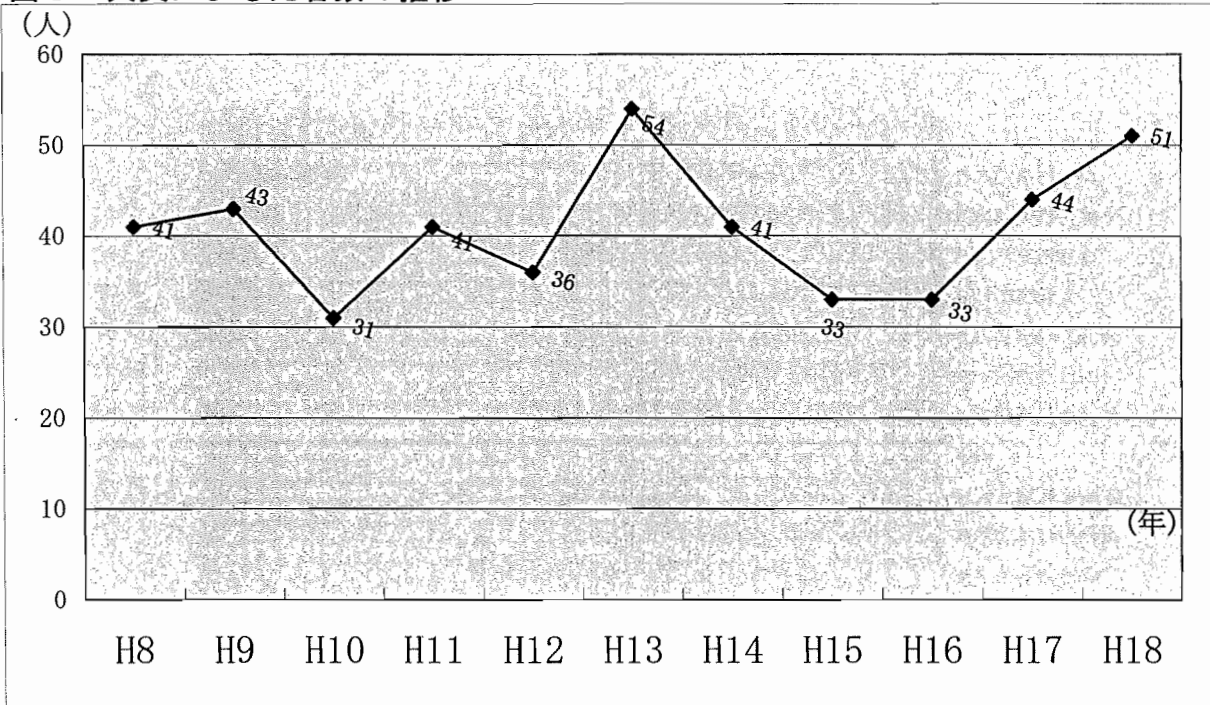
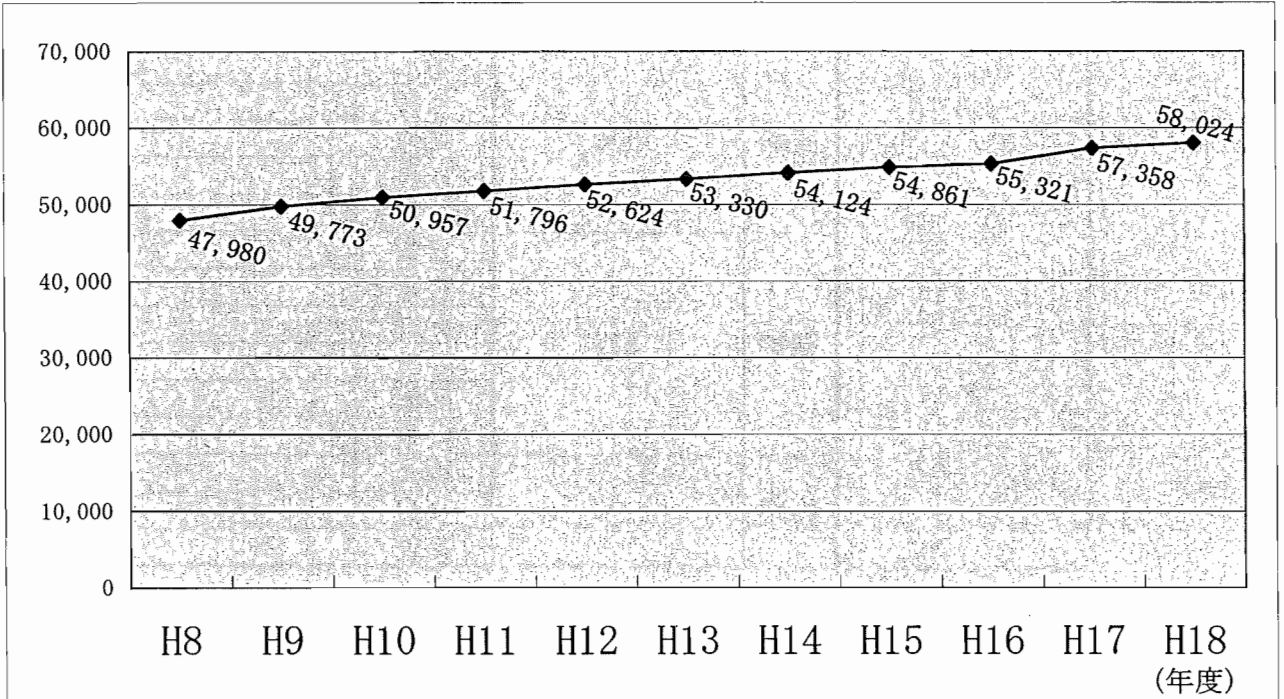


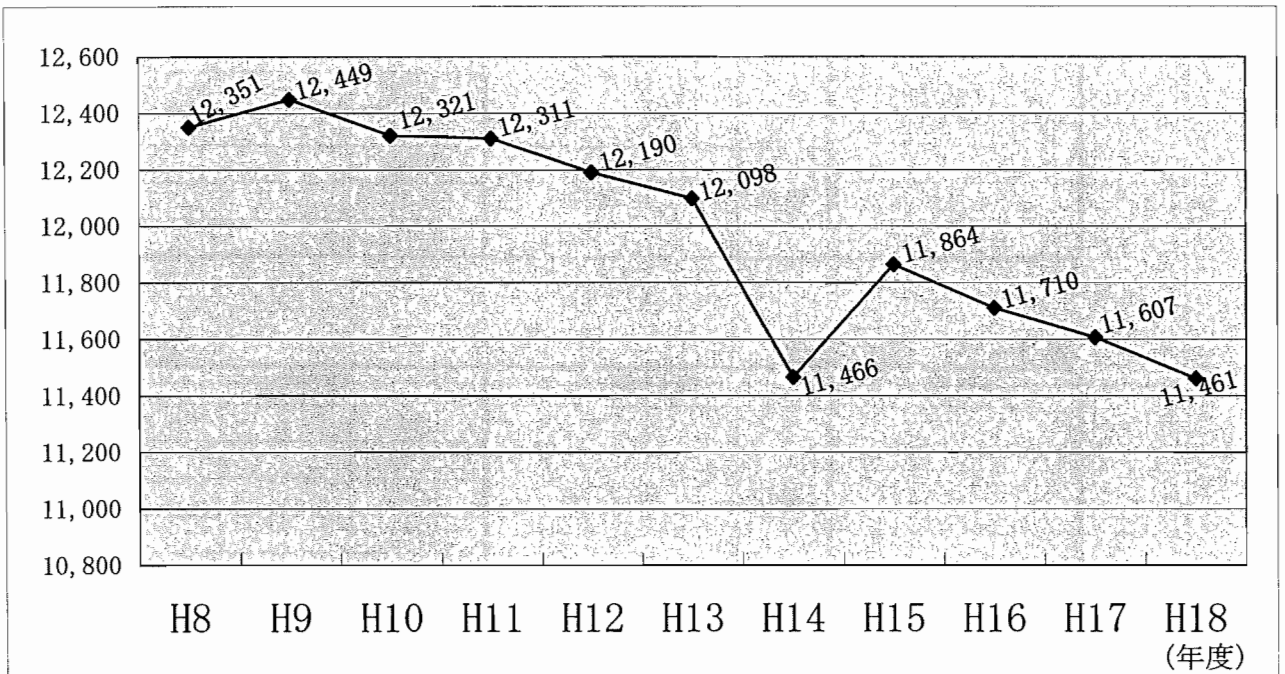


図6 防火対象物数の推移



※ 年度末現在

図7 危険物設置許可施設数の推移



※ 年度末現在

表3 地震被害想定（東南海・南海地震） ※H15.3 岡山県実施

表3-1 死者数 (人)

全県	県民局		消防本部	
821	備前	504	岡山	466
			玉野	24
			東備	4
			赤磐	0
			瀬戸内	10
	備中	317	倉敷	308
			笠岡	8
			井原	0
			総社	1
			高梁	0
	美作	0	新見	0
			津山	0
			真庭	0
			美作	0

表3-2 負傷者数 (人)

全県	県民局		消防本部	
25,422	備前	15,301	岡山	13,524
			玉野	960
			東備	249
			赤磐	1
			瀬戸内	567
	備中	10,121	倉敷	9,546
			笠岡	474
			井原	0
			総社	101
			高梁	0
	美作	0	新見	0
			津山	0
			真庭	0
			美作	0

表3-3 焼失棟数 (棟)

全県	県民局		消防本部	
86,668	備前	67,876	岡山	66,511
			玉野	831
			東備	9
			赤磐	0
			瀬戸内	525
	備中	18,792	倉敷	18,777
			笠岡	14
			井原	0
			総社	1
			高梁	0
	美作	0	新見	0
			津山	0
			真庭	0
			美作	0

表4 平成16年台風23号による住家被害（半壊・全壊棟数）  
（棟）

全県	県民局		消防本部	
	61	備前	19	岡山
玉野				19
東備				
赤磐				
瀬戸内				
備中		9	倉敷	4
			笠岡	1
			井原	
			総社	
			高梁	2
			新見	2
美作		33	津山	13
			真庭	20
	美作			

図8 危険物関係事故発生件数の推移

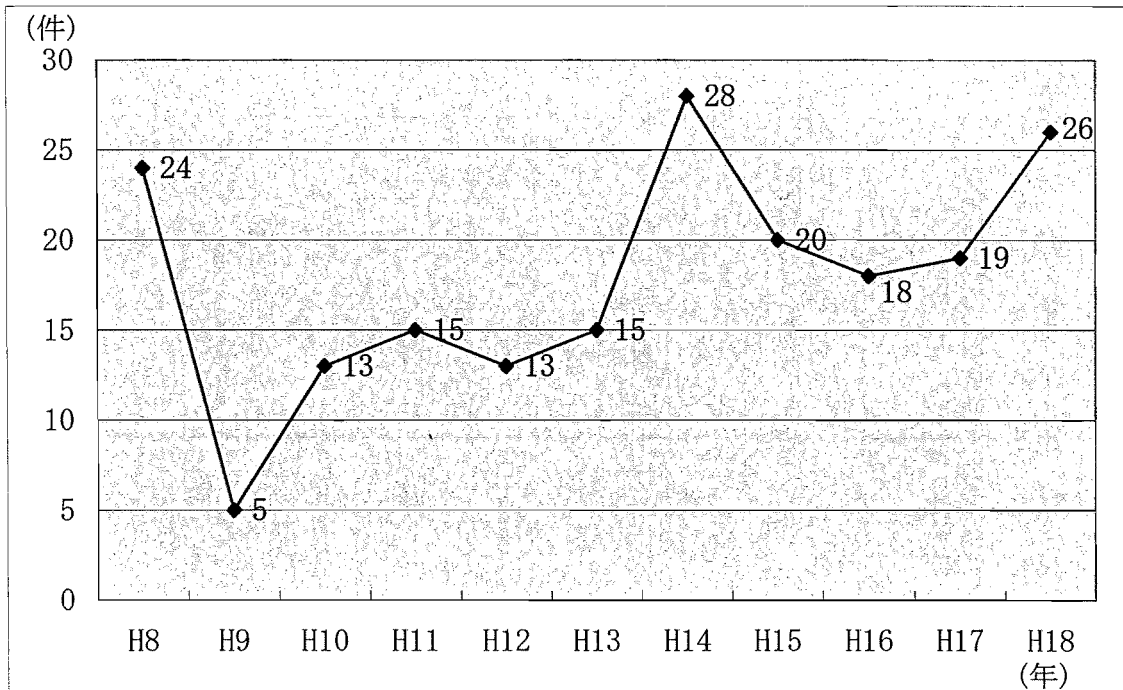
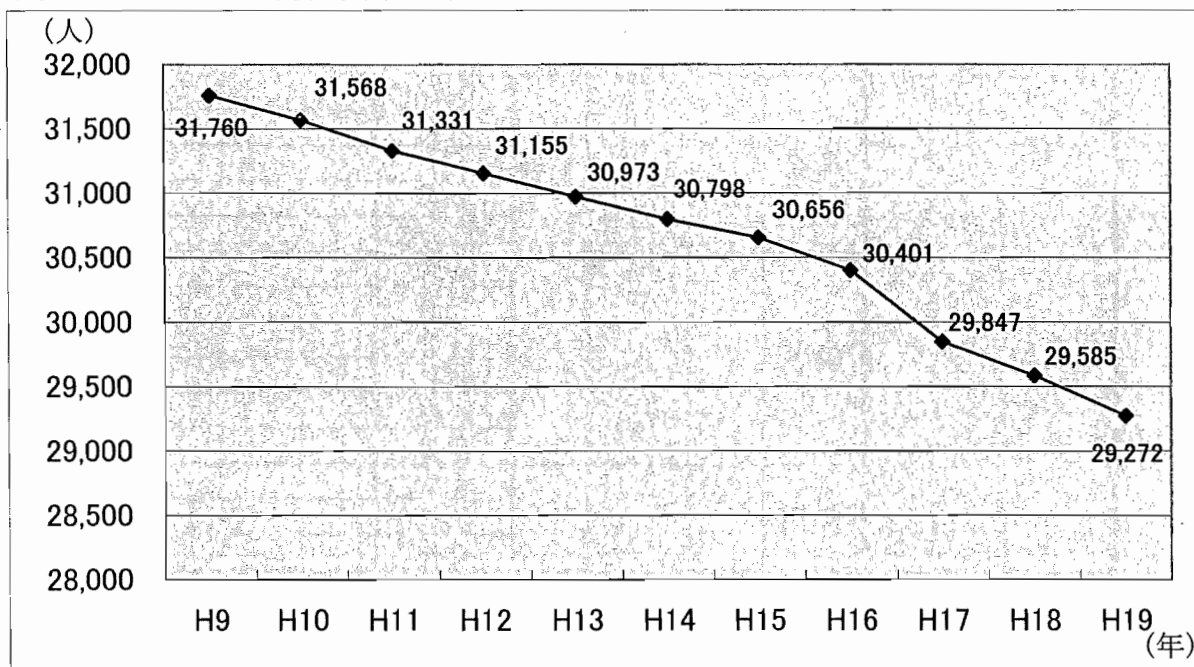
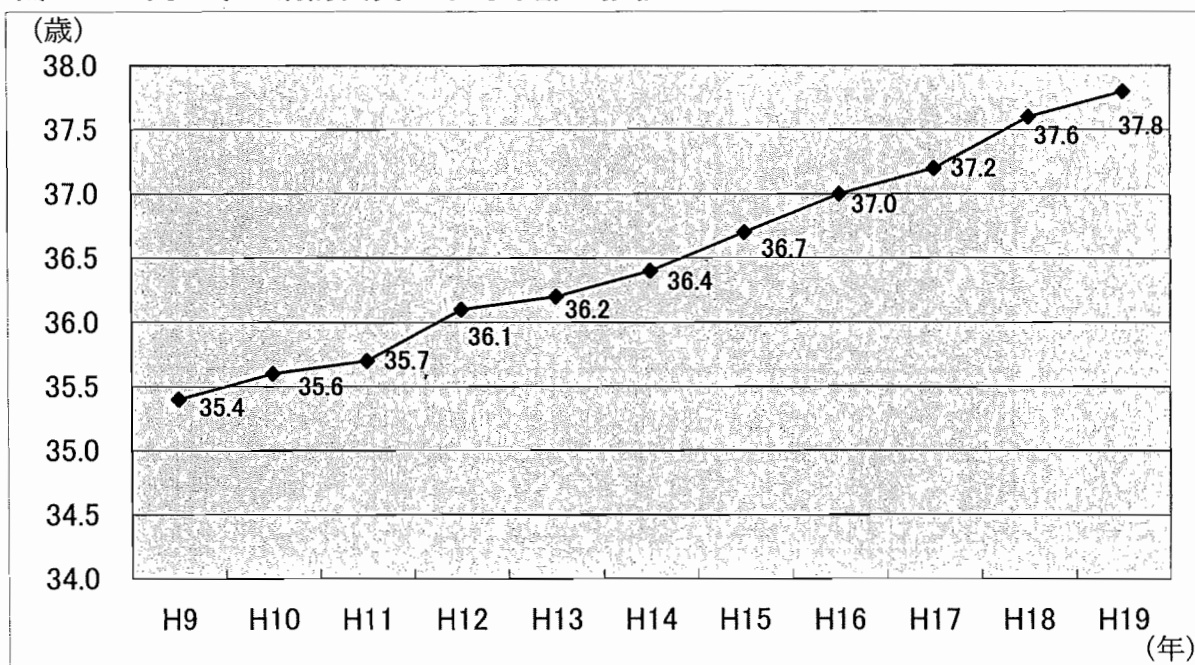


図9 岡山県の消防団員数の推移



※ 各年4月1日現在

図10 岡山県の消防団員の平均年齢の推移



※ 各年4月1日現在

表 5

# 消防の広域化のメリット

**本部間の境界の減少**

➔

現場到着時間の短縮	現場到着時間が短縮する区域			
	備前地域	備中地域	美作地域	全県
	10 地域	13 地域	7 地域	48 地域
1次出動の充実	他地区の署所からも一時出動可能な区域			
	備前地域	備中地域	美作地域	全県
	14 地域	17 地域	9 地域	61 地域

**管理事務・通信部門の統合**

➔

現場活動要員の増強等	現場活動要員等の増員可能数			
	備前地域	備中地域	美作地域	全県
	28 人	42 人	21 人	138 人

救急車の場合(24時間体制) …………… 15 台分  
 ポンプ車の場合(24時間体制) …………… 11 台分  
 出張所(県内の標準的な体制の場合)… 11 出張所分

↙

**消防の物件費**

最少の本部 年 28百万  
 中間の本部 年 58百万

➔

高額な資機材の計画的整備	各地域内の消防の物件費の総額			
	備前地域	備中地域	美作地域	全県
	906 百万	650 百万	247 百万	1803 百万

**資機材**

最小規模の本部  
 ポンプ車 3台  
 救急自動車 4台  
 はしご自動車 1台  
 化学消防車 1台

中間規模の本部  
 ポンプ車 7台  
 救急自動車 6台  
 はしご自動車 1台  
 化学消防車 1台

➔

規模の拡大	各地域内の主な消防車両数			
	備前地域	備中地域	美作地域	全県
ポンプ車	52 台	59 台	24 台	135 台
救急自動車	41 台	46 台	24 台	111 台
はしご自動車	7 台	9 台	2 台	18 台
化学消防車	6 台	9 台	3 台	18 台
その他	ヘリコプター BC用資機材 等	消防艇 BC用資機材 等	ドクターカー はしご自動車 等	/

**地震被害想定**

大規模な消防力を統一的指揮の下で迅速・効果的に投入可能

地震種別	被害エリア	備前地域(7市町)		備中地域(10市町)		美作地域(10市町村)	
		死者数	焼失破壊棟数	死者数	焼失破壊棟数	死者数	焼失破壊棟数
南海トラフ	県南部	504	78,482	317	22,944	0	0
大原断層	県東部	0	3,951	0	41	9	7,163
中央構造線	県南部	442	68,425	44	5,423	0	0
第2鳥取地震	県北部	0	0	0	2	2	3,001
鳥取県西部地震	県北西部	0	0	0	479	0	976

表6 現状における全県的消防力等

項目	規模		摘要
現在の消防本部数	14		H19. 4. 1
市町村数	27		H19. 4. 1
管轄人口	1957	千人	H17. 10国勢調査
管轄面積	7105.6	km <sup>2</sup>	
消防署所数	86		H19. 4. 1
消防署数	22		
出張所数	64		
消防吏員数	2238	人	H19. 4. 1
内部管理事務員	94.5	人	
通信員	146	人	
消防車両数	/		H19. 4. 1
ポンプ車	135	台	
救急自動車	111	台	
救助工作車	21	台	
はしご自動車	18	台	
化学消防車	18	台	
救急出場件数	71716	件	H18年中
火災発生件数	827	件	H18年中
防火対象物数	58024		H19. 3. 31
危険物設置許可施設数	11461		H19. 3. 31
常備消防費決算額	21936	百万円	H18年度
うち物件費	1803	百万円	

## 岡山県市町村消防の広域化検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡山県における市町村の消防の広域化に係る推進計画(仮称)(以下、「推進計画」という。)を策定するにあたり設置する岡山県市町村消防の広域化検討委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項の検討を行うものとする。

- (1)岡山県内の市町村消防の現況及び将来の見通しに関すること。
- (2)岡山県内の市町村消防の広域化対象市町村の組合せに関すること。
- (3)前2号のほか、推進計画の策定に関して必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員17人以内で組織する。

2 委員会には、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

(委員)

第4条 委員は、市町村の消防及び県民の安全・安心に関し識見を有する者のうちから知事が委嘱する。

2 委員の任期は、委嘱の日から平成20年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を各1名置く。

2 委員長は委員の互選によるものとし、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長がこれを招集し、委員長が議長を務める。

2 委員長がやむを得ない事由により、一時的にその職務を行うことができないときは、副委員長がこれを代理する。

3 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、会議へ出席して意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、岡山県総務部消防保安課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年7月31日から施行する。

(経過措置)

2 第6条第1項の規程にかかわらず、この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、岡山県知事が招集する。

岡山県市町村消防の広域化検討委員会 委員

氏名	所属	備考
天野 勝昭	岡山市副市長	
安藤 建司	岡山県消防協会 副会長	
泉 照子	岡山県民生委員児童委員協議会 副会長	
井手紘一郎	岡山県市長会 会長	
岡崎 彬	岡山県商工会議所連合会 会長	
兼松 久和	岡山県自治会連合会 会長	
重森 計己	岡山県町村会 会長	
末長 敦	岡山県医師会 会長	
露無 紘	倉敷市副市長	
二宮 一枝	岡山県立大学保健福祉学部 教授	副委員長
平野 正樹	岡山大学大学院社会文化科学研究科 教授	委員長
藤原 文法	岡山県消防長会 会長	
藤原 恭子	岡山県看護協会 会長	
堀井 巖	岡山県 総務部長	
水野三重子	岡山県婦人協議会 会長	
三宅 洋子	津山市副市長	
吉岡 伸子	岡山県婦人防火クラブ連絡協議会 会長	

(五十音順)